

第 257 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 10 号

令和 7 年 10 月 6 日かすみがうら市農業委員会告示第 10 号をもって、令和 7 年 10 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 257 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 10 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 石塚 洋二 | 2番 麻生 登美子 | 4番 中山 峰雄 | 5番 佐賀 正治 |
| 6番 井坂 孝雄 | 7番 斎藤 務 | 8番 廣瀬 栄二 | 9番 小倉 達也 |
| 10番 宮本 康子 | 12番 矢口 明之 | 13番 福田 美保 | 14番 関 宏幸 |
| 15番 飯田 敬市 | | | |

4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代 11 番 岡部 正仁

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

12 番 矢口 明之 13 番 福田 美保

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第21号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 農地改良協議書に対する同意について

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

決議第 2 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

午後 2 時 37 分閉会

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>只今から、令和 7 年 第 257 回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は 13 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第 4 条により、3 番 豊崎 静代委員、11 番 岡部 正仁委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p> |
| 議長 | (会長あいさつ) (諸般の報告朗読) |
| 議長 | <p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第 16 条 第 2 項の規定により、12 番 矢口 明之委員、13 番 福田 美保委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後 5 時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> |
| 議長 | ご異議ございませんので、午後 5 時までといたします。 |
| 議長 | <p>次に、報告第 21 号ないし第 24 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> |
| 議長 | ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。 |

| | |
|-----------|--|
| 議長 | これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番及び番号 2 番について、ご意見、ご質問等ござりますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・ |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番及び番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、番号 1 番及び番号 2 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。 |
| 議長 | 以上、議案第 40 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。 |
| 議長 | 次に「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。 |
| 事務局 | それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読) |
| 議長 | 只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。 |
| 14 番 関 宏幸 | それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約 500m 西に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響がないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 |

続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約 500m 南西に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和 7 年 8 月 13 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 3 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●から約 200m 北に位置する田 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 4 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 700m 東に位置する畠 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 5 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 500m 南に位置する田 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和 7 年 8 月 25 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 6 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 750m 北東に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響は

| | |
|--|--|
| | <p>ないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 7 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 750m 北東に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 8 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約 300m 東に位置する畠 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 9 番から 10 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 700m 西に位置する田 2 筆、畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設及び進入路として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 11 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 700m 南西に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 12 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 900m 東に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、駐車場及び資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落</p> |
|--|--|

| | |
|----|--|
| | <p>に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響ないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 13 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 400m南西に位置する畠 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響ないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 |
| 議長 | <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>議案審議は、一括にて行います。</p> <p>番号 1 番ないし番号 13 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番ないし番号 13 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> |
| 議長 | 全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 13 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。 |
| 議長 | 以上、議案第 41 号 13 件の申請については、許可することに決定いたしました。 |
| 議長 | <p>次に「議案第 42 号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局 | それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読) |
| 議長 | 只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。 |
| 1番 石塚 洋二 | それでは説明いたします。 番号1から2番になります。こちらについては、隣接した申請地のため、一括で説明いたします。図面番号13番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約300m北東に位置する畠2筆になります。新治地内の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、段差解消をするための申請となります。改良後は露地野菜を作付する計画となっております。 |
| | 以上、同意相当と判断しました。委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 |
| 議長 | これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号1番及び番号2番について、ご意見、ご質問等ござりますか。 |
| | ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・ |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番及び番号2番について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、番号1番及び番号2番は、原案のとおり同意することに決定いたします。 |
| 議長 | 以上、議案第42号 2件の申請については、同意することに決定いたしました。 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>次に「議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p> |
| 議長 | <p>事務局説明が終わりました。</p> <p>はじめに、番号 38-1 番について審議いたします。</p> <p>6 番 井坂 孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> |
| | (6 番 井坂 孝雄委員 退席) |
| 議長 | <p>会議を再開いたします。</p> <p>番号 38-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 38-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> |
| 議長 | 全員賛成ですので、番号 38-1 番は、原案のとおり決定いたします。 |
| 議長 | <p>6 番 井坂 孝雄委員の入室を認めます。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> |
| | (6 番 井坂 孝雄委員 入室) |

| | |
|-----------|---|
| 議長 | <p>会議を再開いたします。</p> <p>次に、番号 38-1 番を除く案件について、審議いたします。</p> <p>番号 1-1 番ないし 37-1 番について、ご意見、ご質問等ござりますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1-1 番ないし 37-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし 37-1 番は、原案のとおり決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に「決議第 2 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」上程いたします。</p> <p>6 番 井坂会長代理より、提案理由の説明をお願いします。</p> |
| 6 番 井坂 孝雄 | <p>それでは、説明いたします。</p> <p>議案書は、39ページとなります。また、机上にお配りした資料も併せてご覧ください。</p> <p>茨城県農業会議より、全国農業会議所からの通知文「農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について」にありますように、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、毎年、農業委員会総会等において「農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底」を実施いただくとともに、万一、不祥事が発生した場合は、速やかに茨城県農業会議を通じて報告いただくよう依頼がありました。</p> <p>つきましては、当市農業委員会においては「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を採択したいと考えております。</p> <p>決議の内容は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業委員会が担っている職務と責任を 改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持 |

| | |
|----------|---|
| | <p>し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>以上2点となります。委員の皆様方には、趣旨をご理解いただき、ご賛同をいただきますようお願いします。</p> |
| 議長 | <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ござりますか。</p> |
| 4番 中山 峰雄 | <p>交通違反は含まれるのですか。例えば、飲酒運転による逮捕、事故が含まれるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>お答えします。基本的には法令遵守ですので、交通違反の内容でも対象となります。</p> |
| 4番 中山 峰雄 | <p>分かりました。</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>決議第2号について、原案のとおり決議することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、決議第2号は、原案のとおり決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> |
| 議長 | <p>来月の総会は、11月10日（月）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、麻生 登美子委員、中山 峰雄委員、福田 美保委員です。</p> <p>日時は、10月31日（金）午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、以上を持ちまして、第257回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議、大変ご苦労様でした。</p> |

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署名委員 矢口 明之

署名委員 福田 美保